

令和5年12月1日

課名	健康推進課
担当	池内、松岡、古山
内線	3472、3478、3476
直通	226-7331

「インフルエンザ警報」を発令します

令和5年10月5日に「インフルエンザ注意報」を発令し、県民への注意喚起を図っているところですが、第47週（11月20日から11月26日）には定点あたりの患者報告数が30人を超過し（31.35人）、流行時期等から今後も流行拡大の可能性があることから、本日、県下全域に「インフルエンザ警報」を発令し、さらなる注意喚起を図ることとしましたのでお知らせします。

記

1 インフルエンザ流行期での注意事項

【日常的な感染防止策】

- ・ 場面に応じたマスクの着用
- ・ 手洗い、手指消毒の実施
- ・ 室内の適度な湿度設定、定期的な空気の入れ換え
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方などは、人混みを避ける
- ・ 十分な休養、バランスのとれた食事

【予防接種】

- ・ 特に高齢者や基礎疾患がある方、妊婦、乳幼児など、重症化リスクが高い方はインフルエンザワクチンの接種を検討しましょう
(ワクチン接種により、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があります)

【感染の拡大を防ぐために】

- ・ 発熱等の症状が出た時は、早めに医療機関を受診しましょう
- ・ 咳などの症状があるときは、マスクを着用するなどの「咳エチケット」を
- ・ インフルエンザと診断されたら外出を控え、安静にして休養をとりましょう

2 注意喚起の方法

- (1) マスメディアへの情報提供
- (2) 保健所、関係機関等を通じた注意喚起
 - ① 学校、保育所、高齢者の入所施設等への注意喚起の徹底
 - ② 市町村への広報の依頼
- (3) ホームページ等による広報の実施
健康推進課 (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/36/>)
感染症情報センター (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

(参考資料) 岡山県のインフルエンザ警報等の概要

専門家からの意見を聴取した上で、発令を判断する。

	注意報	警報
目的	県民の注意を喚起することで、予防及びまん延防止を図る。 (広く県民に周知をはかることで当該感染症の予防及びまん延防止を図る)	
基準	流行シーズン入り（患者の発生が 定点医療機関当たり <u>1 人</u> を超過） (H25年度まで) 流行初期（患者の発生が定点医療 機関当たり 5 人を超過）	重症例の多発や著しい流行など特に緊急に注意 喚起が必要なとき ・県全体で定点当たり <u>30 人</u> を超過し、流行時期 等から今後も患者増加の可能性がある場合 ・新型ウイルスが検出されるなど、まん延の拡大 のおそれがある場合
発令区域	県下全域が基本	
発令内容	流行のピークに向けて、手洗いの 励行などを呼びかける。	注意報よりさらに強く予防及び早期受診を呼び かける。
解除基準	2 週連続して、定点当たり 1 人を 下回った場合	2 週連続して、定点当たり 10 人を下回った場合

※県内の内科・小児科 84 医療機関 を定点に指定し、1 週間の患者数を集計

過去の発令状況

年度	注意報発令日	警報発令日	定点当たり 30 人超
平成 25	平成 26 年 1 月 16 日		
平成 26	平成 26 年 12 月 11 日	平成 27 年 1 月 15 日	平成 27 年第 2 週
平成 27	平成 28 年 1 月 14 日	平成 28 年 2 月 18 日	平成 28 年第 6 週
平成 28	平成 28 年 12 月 1 日	平成 29 年 1 月 26 日	平成 29 年第 3 週
平成 29	平成 29 年 12 月 7 日	平成 30 年 1 月 25 日	平成 30 年第 3 週
平成 30	平成 30 年 12 月 13 日	平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年第 3 週
令和元年	令和 1 年 11 月 28 日		
令和 2 年			
令和 3 年			
令和 4 年	令和 5 年 1 月 6 日		

※平成26年度から基準が変わり、「注意報」から「注意報（流行シーズン入り）」に変更

